

あとがき

本書編集委員 弁護士 青木佳史

近ごろ、福祉施設や事業者を対象にした「介護事故」とか「リスクマネジメント」と題した研修は、どこも一杯である。とにかく何かあった時、「賠償」とか「裁判」とかにならないために、どうしたらいいのか、といった動機で参加される方が大半であろう。不安な面持ちで講義に聴き入っておられる。

普段、聞き慣れない法律用語や裁判の話に難しい顔が並ぶが、事業者に求められる注意義務というのは、結局は、アセスメントとケアプランの見直しを、利用者本人の立場でどれだけきちんとおこなえて、それを各職員が理解して実践できるかのことであるということに話が至り、そのことをご本人や家族に普段からどれだけ説明したり、意見交換して、できることとできないことを相互に理解するかということが肝心だということに話が進むと、受講者の表情は、どんなにか和らぎ、ちょっと明るい面持ちで帰っていかれる。結局は、普段の自分たちの仕事の基本を、リスクという観点から、絶えず見直し、継続的に実践することが大事だとなれば、何をすればいいか見えてくるからだろう。

この本は、そういった各地での研修の経験なども踏まえ、弁護士を中心とした法律家の観点から、多数の裁判例や苦情事例などの分析を通して、福祉サービスの事業者とそこで働く人々、そして福祉サービスを利用する人々や家族が、事故をめぐる注意義務という視点から、それぞれの立場で、わが国における福祉サービスの基準はどうあるべきかについて考え、相互理解へ向かうことを求めて、編集し、各執筆をお願いしたものである。

2章と3章の裁判例の収集と分析は、大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」の調査研究部会において、2002年から進められてきた検討をベースに、各執筆者の責任でまとめられたものである。介護事故の法律相談が急増する中で、弁護士も福祉サービスの実態に基づく、注意義務(サービス基準)の考え方について、十分な理解が求められている。この分野の研究も経験の蓄積も浅い中で、本書での分析が議論のきっかけとなることを願っている。

あわせてこれらの裁判例の分析に呼応する形で、施設や在宅サービスにおける介護事故に関するリスク管理の実践の現状、介護事故の家族の求める事業者のサービス提供のあり方をご紹介します、さらに福祉施設の経理管理上のリスクマネジメントについても基本的な視点をご紹介しますこととした。

福祉分野におけるリスクマネジメントは、介護保険制度や支援費制度導入後のブームの時期を過ぎ、ようやく総論から具体的な個別のサービス提供毎に、どのようなサービス基準を打ち立て、これを

利用者・家族、一般市民と相互理解の中で確立していくか、という段階に入ってきたように思う。長年にわたる医療過誤訴訟の歴史の上で、インフォームドコンセントがようやく定着してきたことを他山の石とし、各施設や事業所において、リスク事例の丁寧な分析と十分な説明責任の実施による、事業者と利用者の相互理解を早期にはかっていく実践が今こそ求められている。

本書が、少しでもそのお役に立てれば幸いである。

最後に、本書の企画から刊行に至るまで根気強くおつきあいいただき、様々な助言をくださり、ていねいな本づくりに尽力くださったあけび書房の久保則之さんに厚くお礼を申し上げる。

2004年10月